デイサービスセンター　東郷
指定通所介護及び指定通所型（相当・Ａ型）サービス
運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人文珠福祉会が設置経営するデイサービスセンター　東郷（以下「事業所」という）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（相当・Ａ型）サービスの事業（以下「通所介護サービス等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るために、要介護状態等の利用者に対し、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　通所介護サービス等の提供にあっては、事業所の生活相談員等は、要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２．　通所介護サービス等の提供にあっては、事業所の生活相談員等は、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３．　通所介護サービス等の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４．　通所介護サービス等の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

５．　前各項のほか、市町村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　デイサービスセンター　東郷

(2)　所在地　　福井市東郷二ヶ町２７－１５－３

（職員の職種及び員数）

第４条　事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1)　所長（管理者）　　１人

(2)　生活相談員　　２人以上　※Ａ型サービスでは配置されない。

(3)　介護職員　　５人以上　※Ａ型サービスでは１名を配置。

(4)　看護職員　　２人以上　※Ａ型サービスでは配置されない。

(5)　理学療法士　　１人以上

(6)　機能訓練指導員　　１人以上　※Ａ型サービスでは配置されない。

(7)　運転手　　３名以上

（職員の職務内容）

第５条　前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1)　所長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護サービス等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)　生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して相談援助にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等、他の機関との連携を行う。

(3)　介護職員は、心身の状況を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。

(4)　看護職員は、健康状況を的確に把握し、健康保持のための適切な措置を行う。

(5)　機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。

(6)　調理員は、身体の状況等を勘案し、適切な調理を行う。

(7)　運転手は、利用者の送迎に供する業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日は、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日、A型サービスにおいては月曜日と木曜日とする。但し、年末年始の曜日の関係上、営業日を変更する場合がある。

(2)　営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

※延長対応時間は午後 6 時までとする。

(3)　サービス提供時間は、通所介護及び通所型（相当）サービスは、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、通所型（A型）サービスについては、午後 2 時から午後 4 時とする。（但し、送迎時間は除く）

（利用の定員）

第７条　事業所の 1 日に通所介護サービス等を提供する定員

月曜日から土曜日	通所介護及び通所型（相当）サービス	35 名
	通所型（A型）サービス	10 名

（通所手続き等）

第８条　事業所は、通所介護サービス等の提供に際し、あらかじめ通所利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に必要な重要事項に記した文書を交付して説明を行い、通所介護利用者の同意を得る。

２．事業所は、サービス提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び有効期間等を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨に沿ってサービスの提供を行う。

（通所介護サービス等の内容及び利用料等）

第９条　通所介護サービス等の内容及び利用料等の内容は次のとおりとする。

１．サービス内容

◎ 送迎（出来ない場合もあります）

◎ 食事　※A型サービスでは提供されません。

◎ 入浴（一般浴・チェアー式リフト浴）

◎ 機能訓練

◎ レクリエーション　　◎ 生活相談など

※通所型（A型）サービスのサービス内容は簡単な体操、レクレーション、交流等で身体介護は含みません。

２．利用料金（詳細は別紙参照）

（１）介護保険給付対象となる費用（介護給付）

① 基本額

厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、自己負担額は「介護保険負担割合証」に乗じた額となります。

② 各種加算

（２）介護保険給付対象となる費用（予防給付相当・A型）

① 基本額

厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、自己負担額は「介護保険負担割合証」に乗じた額となります。

② 各種加算

（３）サービス利用料金　通所型（相当・A型）

① 基本額

各市町村が定める第一号事業に要する費用の額とし、自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載の割合に基づく額の支払いとなります。

② 各種加算

１．予防給付対象の場合、契約者の体調不良や状態の改善等により通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または、通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引、増額は致しません。

２．契約者の状態の変化等により、サービス提供が、通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合は、担当包括支援センターと調整の上、サービス計画の変更または、要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

３．月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

４．通所型(A 型)サービスにおいて、福井市の場合、利用上限までは利用回数単価とします。大野市の場合、契約者の体調不良や状態の改善等により通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または、通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引、増額は致しません。

（４）介護保険　給付対象とならない費用　（全額自己負担となります。）

① 食事代　1 食あたり　650 円

② 尿取りパット（1 枚）　20 円

③ 教養娯楽費　　実費

（５）支払い方法

毎月、１５日迄に前月分の請求を致します。口座引き落としの場合は、２０日に引落し、現金支払いの場合は、月末までにお支払いください。お支払い頂きますと、領収証を発行します。

（通常の実施地域）

第 10 条　通所介護サービスの実施地域は、福井市のうち、上文殊、文殊、六条、東郷、一乗、清明、麻生津、木田、酒生地区とする。

通所型(相当・A 型)サービスの実施地域は、福井市のうち、上文殊、文殊、六条、東郷、一乗、清明、麻生津、木田、酒生地区及び大野市、鯖江市、坂井市とする。

（通所介護サービス等の利用に当たっての留意事項）

第 11 条　利用者は通所介護サービス等の提供を受ける際に、次の事項について留意する。

(1)　事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと

(2)　暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと

(3)　火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと

(4)　故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出さないこと

(5)　その他、所長が管理上支障あると認めた事項

(6)　通所介護サービス等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。

（勤務体制の確保）

第 12 条　事業所は、利用者に対して適切な通所介護サービス等やその他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービス提供は当該職員によって行う。

2　事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1)　採用時研修　　採用後　２ケ月以内

(2)　職種別研修　　随時

（非常災害対策）

第 13 条　事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の誘導避難を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火に勤めることとする。

2　所長は、火災に対する対処方法について具体的な計画を立てるとともに、避難経路及び協力機関との連携を確認し、定期的に避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに、火災発生時は避難その他の指揮をする。

（衛生管理）

第 14 条　事業所は、通所介護サービス等の提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し、常に衛生管理に留意する。さらに、職員は感染症に関する知識の習得に努める。

（緊急時の対応）

第 15 条　事業所等において通所介護サービス等を提供している際に、利用者の心身に異変その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに嘱託医あるいは利用者のかかりつけの主治医に連絡し、適切な措置を講ずる。

（秘密の保持）

第 16 条　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはな

らない。さらに、職員であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

（利益供与等の禁止）

第 17 条　事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第 18 条　事業者は、提供した通所介護サービス等に関する利用者およびその身元引受人ないし、ご家族、その他関係者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2　事業者は、提供した通所介護サービス等に関し、法 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4　事業者は、提供した通所介護サービス等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

（虐待防止に向けた体制等）

第 19 条　管理者は虐待防止に向け本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当とする。

1.　事業所は虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

2.　虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の際の再発防止策の検討等を行う。

3.　職員は、年 2 回以上、虐待防止に向けた研修を受講する。

4.　虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生と再発防止策について速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（損害賠償）

第 19 条　事業所は、利用者に対し通所介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第 20 条　事業所は、通所介護サービス等を行うため、通所申込書、個別記録及び通所サービス計画表、利用料収納簿その他必要な記録を整備する。

2　事業所は、利用者に対する通所介護サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（サービス内容等の掲示等）

第 21 条　事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。

2　事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

3　事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

4　この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者が協議して定める。

この規定は、平成２１年４月１日から施行する。
この規定は、平成２１年５月１日から施行する。
この規定は、平成２６年１１月２５日から施行する。
この規定は、平成２９年４月１日から施行する。
この規定は、平成３０年４月１日から施行する。
この規定は、平成３０年１１月６日から施行する。
この規定は、平成３０年１２月６日から施行する。
この規定は、平成３１年４月６日から施行する。
この規定は、平成３１年４月３０日から施行する。
この規定は、令和元年７月２６日から施行する。
この規定は、令和元年１１月２２日から施行する。
この規定は、令和元年１２月２７日から施行する。
この規定は、令和２年６月１１日から施行する。
この規定は、令和３年２月２５日から施行する。
この規定は、令和４年１０月４日から施行する。
この規定は、令和５年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年６月１日から施行する。